

公募要領より抜粋

令和2年度「先進的な障害者サービス等に関するシンポジウム」

1. 趣旨

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）では、障害の有無にかかわらず全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが目的とされており、公立図書館等における障害者サービスの充実が求められている。このため、図書館における先進的な障害者サービスの取組や図書館を利用する障害者の理解促進を図るためのシンポジウムを開催する。

2. 内容

学校・図書館関係者、読書ボランティア団体、障害者関係団体、行政関係者、企業及び一般市民などが一堂に会し、交流会、講演会、パネルシアターの実演などを行う図書館における「先進的な障害者サービス等に関するシンポジウム」を開催し、図書館における先進的な障害者サービスの取組や図書館を利用する障害者の理解促進を図る。

具体的には下記（１）、（２）を実施する。

（１）「先進的な障害者サービス等に関するシンポジウム」の開催

図書館における先進的な障害者サービスの取組や図書館を利用する障害者の理解促進を図ることを目的としたシンポジウムを開催する。シンポジウムには、普及啓発を目的としたプログラムを含めること。なお、プログラム内容の決定に当たっては行政、学校、図書館、障害者支援関係団体等、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関わる関係者の協議により決定すること。また、シンポジウムの開催に当たっては、地域の実情に応じて適切に感染症対策を講じること。

会場に行くことが困難な者に対しても動画配信等を通じて閲覧可能な環境を整えるよう努めることが望ましい。

（プログラム例）

- ・ 国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の説明
- ・ 学校、公共図書館、読書ボランティア団体、自治体等による取組事例発表やトークセッション
- ・ 全国レベルで活動する団体や企業の取組紹介
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍や読書支援機器等の展示会 等

（２）取組の成果の普及、啓発

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、パンフレット、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。